

農用地利用集積等促進計画案（一宮市ほか 19 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 7 年 10 月 8 日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 犬飼 峰宏

1. 意見聴取の対象となる農用地

一宮市大赤見西四氏 41
春日井市東神明町薬師前 672 ほか 9 筆
江南市和田町中島 6 番ほか 35 筆
小牧市林北 98 ほか 30 筆
稲沢市西島出町 99 ほか 26 筆
清須市春日野田町 6 番ほか 3 筆
北名古屋市中之郷四辻 80 番ほか 8 筆
愛知郡東郷町諸輪押草台 23
丹羽郡大口町奈良子二丁目 12 ほか 6 筆
津島市杵前町 5 丁目 42 番 6 ほか 212 筆
愛西市早尾町堤敷 146 番
大府市北崎町内田面 231
知多郡阿久比町大字植大字前崎 55 番 1 ほか 4 筆
岡崎市上衣文町字衣文 53-2 ほか 12 筆
安城市東端町山ノ神 60 ほか 2 筆
西尾市吉良町荻原城下 18 ほか 6 筆
豊田市駒場町祇園 24-1 ほか 1 筆
みよし市明知町深狭間 54-1 ほか 35 筆
新城市布里字大谷貝津 156 ほか 4 筆
田原市高木町上野段 74 ほか 28 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 10 月 8 日(水)から令和 7 年 10 月 14 日(火)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）